

Q-27 試用期間中に解雇することができるか

A-27 試用期間中に解雇することも、試用期間満了時の本採用拒否と同様に可能である。

回答者 渡邊 岳 わたなべ たく 弁護士（安西法律事務所）
小栗道乃 おぐり みちの 弁護士（安西法律事務所）

出典 労政時報 第3723号（08.4.11）付録

※下記の内容は、2016年10月1日現在施行されている法律に基づいています。

1. 試用期間満了時の本採用拒否の有効性の判断基準

別の設問で説明したとおり、試用期間といえどもすでに雇用契約の効力は発生しているため、試用期間満了時に本採用を拒否することは、解雇に当たる。したがって、試用期間満了時の本採用拒否についても、客観的で合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認できるものでない限り、権利を濫用したものとして無効となる（労働契約法16条）。

2. 試用期間中の本採用拒否の可否

ところで、試用期間は、その満了を待たなければ本採用拒否の意思表示をし得ないから、試用期間中に本採用拒否の意思表示をすることも可能である。無説明文の試用期間中の本採用拒否の有効性についても、試用期間満了時における本採用拒否と同様の基準に照らされるから、客観的で合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認できるものでない限り、権利を濫用したものとして無効となる（労働契約法16条）。

試用期間途中の解雇の効力が争われた事件として、[日本基礎技術専門学校事件](#)（東京地裁平成21年11月10日判決）が挙げられる。本件は、6カ月の試用期間を4カ月弱経過した時点で解雇された事件である。裁判所は、試用期間中の解雇については、通常の解雇よりも厳格に審査すべきであるとの立場を示した上で、本件については、原告の勤務態度が期待を下回るというだけでなく、研修に臨む姿勢に乏しく、指導を継続しても、能力を飛躍的に向上させ技術社員と認められなかったと認められ、解雇を正当なものと判断した。

もっとも、試用期間中の本採用拒否についても、解雇と同様の基準に照らされるかという点が争点となる。同事件の判決（[京地裁 平21.1.30 判決](#)）では、6カ月の試用期間を4カ月弱経過した時点で解雇された事件である。原告は、試用期間中の手数料収入のみをもって原告の試用期間中の収入と認め、解雇に相当と認めることはできず、本件解雇は、原告の勤務態度が期待を下回るというだけでなく、研修に臨む姿勢に乏しく、指導を継続しても、能力を飛躍的に向上させ技術社員と認められなかったと認められ、解雇を正当なものと判断した。したがって、試用期間中の本採用拒否についても、解雇と同様の基準に照らされるべきである。また、[東京高裁平成21年11月10日判決](#)（[東京高裁平成21年11月10日判決](#)）では、原告は、試用期間中の手数料収入のみをもって原告の試用期間中の収入と認め、解雇に相当と認めることはできず、本件解雇は、原告の勤務態度が期待を下回るというだけでなく、研修に臨む姿勢に乏しく、指導を継続しても、能力を飛躍的に向上させ技術社員と認められなかったと認められ、解雇を正当なものと判断した。したがって、試用期間中の本採用拒否についても、解雇と同様の基準に照らされるべきである。

詳細は会員コーナーで閲覧してください。